

全国書誌通信

No. 107

2000. 10. 1

国立国会図書館

書誌作成部門の再編

大竹光治

国立国会図書館は、本年5月に開館した国際子ども図書館に加えて、新しく「関西館」を平成14年10月に開館する予定であり、それぞれの施設における機能を基に連携し、総体としてそのサービスを展開していくことをめざしております。その実現に向けて平成9年以降業務および組織・機構等についての多岐にわたる検討を全館的に続けています。

整理部門に今年度は新しい任務が追加され、これに対応するために重要な組織再編が行われました。一つは、明治期から昭和43年までの和図書書誌データの遡及入力を完了させて書誌情報の提供に大きな成果を生み出してきた書誌課が、平成12年4月、書誌調整担当課として再出発したことです。書誌課の大きな課題は国内の書誌調整です。なかでも関連機関との連携・協力には力を注いでいく必要があります。このため「書誌調整連絡会議」を設置し、本年11月に第1回会議を開催し、今後年1-2回の頻度で開催していくことといたしますので関係各位のご協力を賜りたいと存じます。

他の一つは、納本制度が改正され平成12年10月からパッケージ系電子出版物が納入されることに伴うものです。その整理のため「日本目録規則1987年版改訂版 第9章 電子資料」の適用細則を作成し公開すること、「国立国会図書館分類表」の電子出版物関連項目を追加し修正すること等を進めており、また、組織的には図書整理課に電子資料整理係を新設し対応することになりました。

平成14年以降の整理部門の任務については、国立国会図書館の所蔵する資料全体の書誌データ整備に関する包括的な指針として「書誌データ整備基本計画」を平成11年度末に策定しました。この計画で基本方針とされた要点は、館内の各所で実施されている書誌作成業務を集約し、書誌データを一定の標準に従って作成するとともに、現在多数のデータベースとして維持管理しているものを統合して、誰もがアクセスしやすい方法で迅速に、各種の書誌を一括的に検索できるよう改善しようとするもの

目 次

書誌作成部門の再編	大竹光治	1 p
パッケージ系電子出版物の整理基準について		2 p
国立国会図書館「日本目録規則1987年版改訂版 第9章電子資料」適用細則		4 p

です。現在その実施に向けて調整・協議を進めているところです。これらの任務に対応する組織・機構の再編については、平成11年度末に組織全体の骨子が示された段階にあります。整理部門は関西館および国際子ども図書館にも配置されますが、現在各部局に分散されている組織の大半が東京館の書誌部（仮称）に集約されます。書誌部は日本全国書誌を総括するほか書誌・目録・索引類の作成および提供、館内作成書誌情報の標準化および国内の書誌標準化が任務とされています。

ところで、昨今の図書館界、図書館人の話柄の一つは図書館の将来でしょうか。それも近代以降知の集積を媒介として文化の再発見、再創造の場としてそのゆるぎない地位を確立していると思われる存在自体に対する懐疑的な論議でしょうか。この事象を生成したのは図書館業務に必須となった電子計算機であり、また、情報の速度であることは間違いなさそうです。書誌作成・提供を含め国立国会図書館はこれらの速度に対応し、高度化した図書館奉仕を提供することにより新しい国立国会図書館像を提示するために努力しているところです。

（おおたけ みつはる 図書部長）

パッケージ系電子出版物の整理基準について

国立国会図書館では、納本制度の改正に伴って新たに納本対象となるパッケージ系電子出版物について整理基準を定め効率的な整理に資することとしましたので、以下にその概要を紹介いたします。

1. 目的

パッケージ系電子出版物の効果的かつ能率的整理に資する。

2. 対象資料

国内で発行されるパッケージ系電子出版物のうち、以下に列挙する資料を除いたもの。

- ① 逐次刊行資料のうち、その刊行頻度が年4回以上のもの
- ② 録音資料及び映像資料

3. 整理区分

対象資料を、以下のとおり区分する。

- (1) 一般整理
簡略整理、児童用に区分される資料以外のもの
- (2) 簡略整理
 - ① 試験問題集、学習参考資料等
 - ② ①以外のコンテンツ系資料のうち説明書が添付されていないもの
 - ③ ゲーム系資料（攻略法、イラスト集等関連資料を含む）

④ アプリケーション系資料（解説資料、マニュアル、教材等関連資料を含む）

(3) 児童用

おおむね18歳以下の者を対象とする資料のうち、簡略整理に区分される資料以外のもの。

4. 整理要領

(1) 一般整理

ア 記述

原則として、日本目録規則1987年版改訂版（以下「日本目録規則」という。）に定める記述の精粗のうち第2水準を適用し、並列タイトル等の書誌的事項を付加する。

イ 標目の付与

1) 日本目録規則に従いタイトル標目及び著者標目を付与する。

① タイトル標目は、本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、シリーズ名及び各巻タイトルとする。

② 著者標目は、責任表示等記述中に記録されている著者名とする。

2) 日本十進分類法新訂9版に従い分類標目を付与する。

3) 件名標目は、付与しない。

(2) 簡略整理

ア 記述

一般整理に準ずる。ただし、注記等の書誌的事項については簡略化して記録する。

イ 標目の付与

① タイトル標目は、一般整理に準ずる。

② 著者標目は、責任表示等記述中に記録されている著者名のうち、主たる著者1件だけを選択して付与する。

③ 分類標目は、付与しない。

④ 件名標目は、付与しない。

(3) 児童用

ア 記述

一般整理に準ずる。

イ 標目の付与

① タイトル標目は、一般整理に準ずる。

② 著者標目は、一般整理に準ずる。

③ 分類標目は、付与しない。

④ 件名標目は、付与しない。

国立国会図書館

「日本目録規則1987年版改訂版 第9章電子資料」適用細則

「パッケージ系電子出版物の整理基準」に従って整理する資料の記述は、「日本目録規則1987年版改訂版 第9章電子資料」（以下「目録規則」という。）によって行います。当館では目録規則の適用細則を定め、目録規則と併せて10月1日から適用することになりましたので、以下にその概要を示すとともに全文を掲載いたします。

<概要>

1. 適用対象資料

和・洋及び単行・逐次刊行の電子資料を対象とする。ただし、平成13年度末までの間、刊行頻度が年4回以上の逐次刊行資料は対象から除外する。

また、当面はパッケージ系電子出版物のみを対象とするが、将来はネットワーク系電子出版物をも対象とすることを想定する。

(注) 電子資料のうち有形の媒体によるものをパッケージ系、媒体が有形でないものをネットワーク系とする。

目録規則でいうところの「ローカルアクセス」「リモートアクセス」とは異なる区分原理であるが、ここでいうパッケージ系電子出版物は、ローカルアクセスの側面でのみ取り扱っている。

逐次刊行資料及びネットワーク系電子出版物に関しては、目録規則本則に規定されている条文には変更を加えず、これらの資料を適用対象とする際に、適用細則を再検討し必要に応じて修正する。

2. 本則採用の原則

全国書誌作成機関として標準化を推進するために、目録規則の本則を採用することを原則とする。ただし、和図書書誌データとの整合性等を考慮し、別法を採用したり本則の文言を変更して使用している場合がある。

本適用細則においては、本則への追加、変更又は別法の採用を行っている場合、条項単位で該当条文の全文を示すこととした。また、条文の適用を一切行わない場合は、条項番号と「(非適用)」の語句のみを示した。

3. 物理単位及び各巻タイトルについて

記述の対象(9.0.2.1)は単行資料を原則とするが、物理単位の記録(9.0.2.2別法)も併せて採用している。また、「各巻タイトル」の記述のために、独自の条項番号を設定している箇所がある。このため、一部箇所、条項番号が前後することがある。

4. 標目について

本適用細則では、資料の記述のみを扱い、標目付与には触れていない。標目付与については、国立国会図書館「日本目録規則1987年版改訂版」和図書適用細則(『全国書誌通信』No.103:1999.3.31)の標目の部によるものとする。

5. 記号法

本適用細則においては、特にスペースを明示する必要がある場合「△」記号を用いている。

記 述

第9章 電子資料

9.0.2 記述の対象とその書誌レベル

9.0.2.1 (記述の対象) 原則として、単行資料または逐次刊行物を記述の対象とするが、単行資料については、物理単位の記録も併用する。(9.0.2.2 別法参照)

また、複製物はその原資料ではなく、複製物自体を記述の対象とする。

9.0.2.1A 個々の資料のほかに、次にあげるものを記述の対象とすることがある。

- ア) 固有のタイトルがある付録などと組み合わせて刊行されたもの
- イ) 複合媒体資料

9.0.2.1B (非適用)

9.0.2.2 (記録の書誌レベル) 記述の対象に応じて、次に示す書誌レベルの記録を作成する。

記述対象	記録の書誌レベル
単行資料	単行レベル
逐次刊行物	逐次刊行レベル
単行資料の集合	集合レベル

9.0.2.2 別法 物理単位の記録を作成するもの。(1.10参照)

A 単行単位の分割

ア) 形態的に2以上からなっていて、それぞれ別容器に収まっているもので、それぞれに固有のタイトルがないもの。

ただし、複数が同一容器に収められ、単独で流通していないものは分割せず、単行単位の記録(いわゆるまとめどり)をする。

イ) 部編、付録、補遺などは原則として巻次扱いとする。

(注1) 部編は、地域、年代、基礎編・応用編等、順序性、対応性のあるもの。

鑑賞俳句歳時記 春、夏、秋、冬

(注2) 巻次と部編の両方があるものは、同格なので部編を丸がっこに入れる。

漢詩で詠む中国歴史物語 3 (近代編)

B 集合単位の分割

表示形から著者・出版者の意図(流通しているタイトル)をくみ取り、集合レベルを記述の対象とすることができる。その場合は集合単位の分割をおこなう。

どらま手本元禄繚乱 第1巻 華：元禄の世

ただし、複数が同一容器に収められ、単独で流通していないものは分割せず、集合単位の記録(いわゆるまとめどり)をする。

9.0.2.3 任意規定 (非適用)

9.0.2.4 別法 (非適用)

9.0.2.6 (非適用)

9.0.2.6A (非適用)

9.0.2.6B (非適用)

9.0.4 記述すべき書誌的事項とその記録順序

記述すべき書誌的事項とその記録順序は、次のとおりとする。

ア) タイトルと責任表示に関する事項

- (1) 本タイトル
- (2) 資料種別
- (3) 並列タイトル
- (4) タイトル関連情報
- (5) 巻次, 回次, 年次等
- (6) 責任表示

イ) 版に関する事項

- (1) 版表示
- (2) 特定の版にのみ関係する責任表示
- (3) 付加的版表示
- (4) 付加的版にのみ関係する責任表示

ウ) 電子資料の特性に関する事項

- (1) 電子的内容

エ) 出版・頒布等に関する事項

- (1) 出版地, 頒布地
- (2) 出版者, 頒布者
- (3) 出版年月, 頒布年月
- (4) 製作項目 (製作地, 製作者, 製作年月)

オ) 形態に関する事項

- (1) 特定資料種別と資料の数量
- (2) 大きさ
- (3) 付属資料

カ) シリーズに関する事項

- (1) 本シリーズ名
- (2) 並列シリーズ名
- (3) シリーズ名関連情報
- (4) シリーズに關係する責任表示
- (5) シリーズの ISSN
- (6) シリーズ番号
- (7) 下位シリーズの書誌的事項

キ) 各巻タイトルに関する事項

- (1) 各巻タイトル
- (2) 並列各巻タイトル
- (3) 各巻タイトル関連情報

- (4) 各巻タイトルに関する責任表示
- ク) 注記に関する事項
- ケ) 標準番号, 入手条件に関する事項
 - (1) 標準番号
 - (2) キイ・タイトル
 - (3) 入手条件・定価

9.0.5 記述の精粗

記述の精粗は第2水準(標準の書誌的事項)を採用し, これらに若干の書誌的事項を加える。ただし, リモートアクセス可能な資料において, 内容の更新が随時行われる場合には, 版に関する事項は記録しない。また, リモートアクセスでのみ利用可能な資料においては, 形態に関する事項は記録しない。

9.0.6 記録の方法

9.0.6.1(転記の原則) 資料を記述するとき, 次の書誌的事項は, 原則として記述対象に表示されているままに記録する。ただし, 特に別途規定されている場合を除く。

- ア) タイトルと責任表示に関する事項
- イ) 版に関する事項
- ウ) 出版・頒布等に関する事項
- エ) シリーズに関する事項
- オ) 各巻タイトルに関する事項

9.0.6.2(目録用の言語・文字) 形態に関する事項や注記に関する事項などにおいては, 特に記述対象から転記する必要がある事項以外, 原則として日本語によって記録する。(0.6.1参照)

ただし, 洋資料を記述する場合, 形態に関する事項や注記に関する事項などにおいては, 目録用の言語として英語を用いる。

9.0.6.3(文字の転記) 漢字は, 原則として所定の情報源に使用されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。かなはそのまま記録するが, 変体がなは平がなに改める。「JIS C 6226-1978」の外字になる漢字については, 別途定めた基準(『全国書誌通信』No.100:1997.12.10参照)による。中国簡化文字は簡化文字表により対応する漢字に置き換え, 注記する。

【注記】タイトルは簡体字表記

文字コード表になく表示のとおり転記することが不可能なハングル, アラビア語等の文字は, 日本語に置き換え角がっこに入れ, 注記において説明を加える。

会社名・団体名, コンピュータ用語等のローマ字表記は固有名詞として扱い, 登録され, 一般に通用している表示のままに記録する。

<出版者名> INAX, TOKYO FM出版

<グループ名> globe (文頭であっても表記のまま), JUDY AND MARY,
TRF, SMAP, Dreams Come True, 米米CLUB, TOKIO

<コンピュータ用語> MS-DOS, Word 6, Windows 95

ローマ字, キリル文字等欧文文字も, 原則としてそのまま記録するが, 大文字およびISBD区切り記号法以外の句読点の使用法は, 当該言語の慣習に従う。

Ten years after (表示形のタイトル: Ten Years After)

National Diet Library (団体名は単語の頭は大文字)

また、文字の大小の表示は再現せず、全部同一の大きさの文字で記録する。

9.0.6.3 別法1 (非適用)

9.0.6.3 別法2 (非適用)

9.0.6.4 (数字の記録) タイトルおよび責任表示に関する事項においては、ローマ数字を除き数字はそのままの形で転記する。ローマ数字は原則としてアラビア数字に置き換える。その他の書誌的
事項においては、数量とか順序などを示す数字はアラビア数字とする。識別のため二様以上の数字を用いる必要があるときもローマ数字は原則としてアラビア数字に置き換える。

【タイトル】 零八・一五

【シリーズ番号】 本阿弥現代俳句シリーズ 2-2 その1-2 第2期 2

(巻次の数字が続くときは間違えやすいので、間にハイフンをいれる)

9.0.6.5 (再現不能の記号等の記録) 記号等は原則としてそのまま記録する。文字コード表がなく、
表示のとおり転記することが不可能な記号等は、説明的な語句に置き換え角がっこに入れる。さら
に必要があるときは注記において説明を加える。また、飾りとみなした場合は省略もしくは簡
潔な記号に置き換える。(記号の取り扱いについては『全国書誌通信』No.100参照)

9.0.6.6 (誤記, 誤植) 書誌的事項の明らかな誤りは正しい形に訂正し、もとの形は必要があるとき
(原則としてタイトル, 責任表示, 出版年月)は注記する。

(注) 角がっこは補記と混同してしまうので不採用。

9.1 タイトルと責任表示に関する事項

9.1.1 本タイトル

9.1.1.1 (本タイトルとするものの範囲) 記述対象に表示されているか、表示がない場合でも、それ
によって記述対象が同定識別される固有の名称が本タイトルである。本タイトルとするもののな
かには、次に示すようなものもある。

ア) 総称的な語, イニシアル, 著作者名のみのも

イ) 識別上必要な数や文字と不可分なもの

ウ) 本文と同一言語でない, 唯一のタイトル

An introduction to Brazil

9.1.1.1A 別法 (非適用)

9.1.1.1B タイトル先行事項(本タイトルの上部または前方に表示されている事項。冠称, 角書きを
含む)は次のようにする。

ア) タイトル先行事項が本タイトルの一部とみなされるときは, 全体を本タイトルとして記録す
る。

イ) 本タイトルの一部としてみなされず, 別個の書誌的事項として判断されるときは, 当該書誌的
事項の所定の記録順序に従って記録する。

①タイトル関連情報の場合はタイトル関連情報の位置に記録する。

A サブタイトル……本タイトルを説明する語句

B 文学作品, 美術作品等の作品形式を表すもの

歌集, 句集, 詩集, 随筆, 画集, 写真集等

例外: 作品形式を強調するもの

C 著作の形式を表すもの

シンポジウム、ルポルタージュ、共同研究、遺稿集、記念論文集等

②著者を表示するものは責任表示の位置に記録する。

例外：総称的なタイトルで、著者名を含めないとタイトルとして意味不明なものや、著者名を冠したタイトルで知られているものは著者名を含めてタイトルとする。

③版次を表示するものは版次の位置に記録する。

④巻次、回次、年次を表示するものは巻次の位置に記録する。

(注1) 上記の取り扱いが継続物に限り、一回だけのものはタイトルの一部とする。また、法律の改正年もタイトルの一部とする。

(注2) 「続」の取り扱いの例外

(1) タイトルの一部の場合はタイトルとする。

(2) セットものの続編はタイトルの一部とする。ただし、先行事項にではなく、巻次として表示されている場合は巻次とする。

⑤シリーズタイトルの場合はシリーズタイトルの位置に記録する。

⑥注記に記録するもの

遺跡発掘調査報告書の地名は、「○○所在」と注記に記録する。

9.1.1.1C タイトル画面、その他の内部情報源、ラベル、付属資料、容器に表示されているタイトルが相違しているときは、一番適切と思われるタイトルを記録し、他のタイトルは、必要があれば注記する。

9.1.1.2A (非適用)

9.1.1.2B 情報源にタイトル表示がなく、その記述対象中から決定した本タイトルは、角がっこで補記して記録する。また、記述対象中のどこにもタイトルの表示がないときは、適切な情報源による本タイトルか、目録担当者が決定した簡潔で説明的な本タイトルを補記する。

9.1.1.2C 記述対象全体に対応する総合タイトルがなく、記述対象の内容をなす各著作のタイトル等が表示されているときは、これらのタイトルと責任表示等を所定の情報源に表示されている順で列記する。

同一著者の場合でも責任表示は繰り返す。

9.1.2 資料種別

9.1.2.1(種別) 資料種別は「[電子資料]」を用いる。ただし、洋資料の場合は「[Electronic resource]」を用いる。

9.1.2.1 別法 (非適用)

9.1.3 並列タイトル

9.1.3.2 別法 (非適用)

9.1.4 タイトル関連情報

9.1.4.1(タイトル関連情報とするものの範囲) タイトル関連の情報。本タイトルに対するもの以外に、並列タイトルや、記述対象中の各著作のタイトルに対するものもある。情報源における表示の位置は、本タイトルのあとに続くものが多いが、本タイトルの上部や前方の位置に表示されていることもある。タイトル関連情報にはサブタイトルやタイトル先行事項を含む。

(注) 宣伝文句はサブタイトルとはしない。

9.1.4.2(記録の方法) タイトル関連情報は、それのかかわる本タイトル（並列タイトルがある場合は、並列タイトル）に続けて記録する。同一著者の2以上のタイトルに共通するタイトル関連情報は、それぞれのタイトルに続けて記録する。

ただし、それぞれに記録することが適当でないと判断される場合には、最後のタイトルのタイトル関連情報として記録する。

にごりえ・たけくらべ 小説

【タイトル】にごりえ 【タイトル関連情報】小説

【タイトル】たけくらべ 【タイトル関連情報】小説

にごりえ・たけくらべ ほか3編

【タイトル】にごりえ

【タイトル】たけくらべ 【タイトル関連情報】ほか3編

9.1.4.2A 2以上のタイトル関連情報があるときは、所定の情報源における表示のままの順ではなく、(サブタイトル→作品形式のように)本タイトルとの繋がり の強弱の順で記録する。

9.1.6 巻次、回次、年次等

9.1.6.1(巻次、回次、年次等とするものの範囲) 記述対象の形態的に独立した部分に付された番号等による一定の順序づけが巻次、回次、年次等（以下「巻次等」という）である。

ア) 排列を音順とする以外にない、順序性のないもの（部編名）は巻次として扱う。

イ) 巻次等の前後には、これを修飾する語が付されることがある。（例：第1巻）

ウ) 巻次、回次と年次の双方が表示されているときは、巻次、回次のあとに年次を丸がっこ（同格を表す）に入れて記録する。巻次と部編の双方が表示されているときも同様とする。（9.0.2.2別法Aイ）（注2）参照）

同一年次の対象が2点以上あることを示す回次は、年次の次に記録する。

9.1.6.2(記録の方法) 記述対象に表示されている形で記録するが、数字はアラビア数字とする。（9.0.6.4参照）

9.1.5 責任表示

9.1.5.1(責任表示とするものの範囲) 責任表示の範囲は、直接的な著作者、すなわち、製作者など、および間接的な著作者、すなわち、原案者、原作者、原画作成者、監修者なども含む。また通常これらの責任表示における人名や団体名には、その著作への関与のしかた、役割などを示す語句が付加されている。

所定の情報源に表示されている共同製作者、プログラム設計者、プログラマ、マニュアル作成者等は記録しない。これらは必要があれば注記する。

9.1.5.1B（非適用）

9.1.5.1D（非適用）

9.1.5.1D 任意規定（非適用）

9.1.5.1D 別法 一つの責任表示において記録する個人名や団体名は、3までのときはそのまま記録し、4以上のときは、主なものもしくは最初の名称1つを記録し、他は「[[ほか]]」（外国語形は9.0.6.1A参照）と補記して省略する。

9.1.5.2(記録の方法) その資料の著者（個人または団体）あるいはその著作に関与した副次的な著者に著作の種類を示す語を付したものを記録する。著作の種類を示す語は、著作は「著」に、編

集は「編」に省略する。その他の語は表示のままに記録する。

ビブリア△ [電子資料] △=△Biblia△：△天理図書館報△／△天理大学附属天理図書館編
和資料については、著作の種類を示す語が外国語のときは、当該言語を日本語に訳し、角がっ
こに入れて記録する。

by → [著] edited by → [編]

compiled by → [編纂] photo → [撮影]

洋資料の場合には、役割表示も責任表示に含めて記録する。

外国人名のカタカナ表記は、イニシアルにはピリオド(.), 姓名の間は中黒(・)を付ける。そ
れ以外の、複合姓や名前が複数付いているときの区切り記号は表示のままとする。

責任表示には、所定の情報源のうち最も適切な表示を選んで記録する。著者名が原語形とカナ
形の両方の表示がある場合はカナ形を選ぶ。記録しない表示形は必要と見なせば注記する。表記方
法の違い(原語形とカナ, 漢字とかな等)や表示形の微細な違い(外国人名のイニシアル表示と
フル表示等)は注記しない。ただし洋資料の場合は原語形を記録する。

9.1.5.2A 責任表示が2以上ある場合の記録順序は、原則として情報源上の表示による。もし一つの
情報源だけでは完全な形とならない場合は、他の情報源の表示から補って完全な形とする。この
場合の記録の順序は、その著作の成立過程からみてそれらの間に一定の順序があれば、その順に
よる。

9.1.5.2B 団体の名称が内部組織を含めて表示されているときは、情報源における表示のとおり
に記録する。ただし、係、担当は省略する。

9.1.5.2C 情報源に表示されていない語句等を責任表示に補記した場合は、これを角がっこに入れ
る。ただし、責任表示としては表示されていないが、タイトル、サブタイトル等でその著者の作
品であることがわかる場合(全集、著作集、作品集等)は、著作の種類を示す語句のみを補記し
て記録する。この場合、タイトル等の中の日本人著者名が、姓もしくは名のみの場合、表示
されていない名もしくは姓を補記する。外国人著者名には補記は行わない。情報源の表示に、著
作の種類を示す語句がないとき、またはタイトルと責任表示に記録した個人や団体との関連を明
らかにする必要があるときは、これを補記する。

9.1.5.2E 総合タイトルがない資料の場合、各著作ごとに責任表示を記録する(9.1.1.2C参照)

9.2 版に関する事項

9.2.1 版表示

9.2.1.1 別法 (非適用)

9.2.1.1A 別法1 (非適用)

9.2.1.1A 別法2 (非適用)

9.2.1.2 (非適用)

9.2.1.2 別法 次の版表示は記録しない。

ア) 初版

イ) 総合タイトルのない資料の各著作の版次

ウ) 他の書誌的事項と結合していて、すでに他の箇所
で記録されている版表示

9.2.1.2A 数字はアラビア数字とし、ローマ字ないしキリル文字の所定の略語がある語は略語化す
る。(付録2参照)

洋資料の場合には、略語表（付録2参照）に従って略語化できる。

9.2.3 付加的版表示

9.2.3.2(記録の方法) 情報源における表示のまま記録する。

洋資料の場合には、略語表（付録2参照）に従って略語化できる。

9.3 電子資料の特性に関する事項

9.3.0 通則

9.3.0.1(書誌的事項) 記録すべき書誌的事項は、次のとおりとする。

ア) 電子的内容

9.3.1 電子的内容

9.3.1.2(記録の方法) 電子的内容の記録には、次表の用語（原則として第2レベル）を使用する。

また、表中に適切な用語がない場合は、別途用語を定めることとする。

和資料については日本語、洋資料については英語を用いる。

第1レベル	第2レベル
データ Data	画像データ Image data
	数値データ Numeric data
	地図データ Map data
	テキスト・データ Text data
	フォント・データ Font data
	録音データ Sound data
プログラム Program	アプリケーション・プログラム Application program
	システム・プログラム System program
	ユーティリティ・プログラム Utility program
データおよびプログラム Data and program	上記の用語の組み合わせ
	インタラクティブ・マルチメディア Interactive multimedia
	オンライン・サービス Online service

9.3.2 電子的な数量と大きさ（非適用）

9.4 出版・頒布等に関する事項

9.4.0 通則

9.4.0.0A 出版地は、出版者の特定とか記述対象の内容等についての判断材料となることがあり、出版者は資料内容の観点とか質、情報の信頼性の判定に有用である。出版年月は、その記述対象の版が最初に出版された年月、すなわち情報内容の収録時点についての情報を明らかにする。

また、頒布地、頒布者によって記述対象の入手先を知ることができる。製作項目を記録することによって、記述対象の局地性や内容の判定に役立たせることができる。

9.4.0.1(書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

ア) 出版地、頒布地等

イ) 出版者、頒布者等

ウ) 出版年月, 頒布年月等

エ) 製作項目 (製作地, 製作者, 製作年月)

9.4.1 出版地, 頒布地等

9.4.1.1(出版地, 頒布地等とするものの範囲)

9.4.1.1B 同一出版者に2以上の出版地があるときは, 顕著なもの, 最初のものの順で, 一つの出版地を選定する。2言語以上で表示されているときは, 本タイトルまたは本文の言語と一致するものを記録する。ただし, 上記の規定にかかわらず, 2以上の出版地があり, そのうちの一つが日本の出版地であるときは, これを選定する。

9.4.1.1B 別法 (非適用)

9.4.1.1D (非適用)

9.4.1.1D 任意規定 頒布地を出版地, 出版者に続けて記録する。(9.4.2.1C任意規定参照)

9.4.1.2(記録の方法) 日本の出版地は, 出版者が所在している市町村名を記録する。古地名, 外国地名は所定の情報源に表示されている出版地をそのまま記録する。

(注1) 市名の「市」は記録しない。東京特別区は「東京」とのみ記録する。

(注2) 出版地名はあるがままたに転記する。

The Mysterious Press, Tokyo → 出版地は Tokyo

9.4.1.2A 識別上必要があるときは, 市町村名等に国名, 州名, 都道府県名等を付記または補記する。日本の市名では, 府中(東京都), 府中(広島県)のみ。町村名は識別上必要なので必ず付記する。ただし, 同一県に同一町村があると判明したときは, 郡名まで付記する。

外国地名には, 識別上必要があるときは, 国名, 州名を付記または補記する。

9.4.2 出版者, 頒布者等

9.4.2.1B 2以上の出版者等の表示があるときは, 顕著なもの, 最初のものの順で一つを選択する。2言語以上の表示があるときは, 本タイトルまたは本文の言語と一致するものを記録する。

外国の出版者との共同刊行を含め, 記録しなかった出版者は注記する。共同刊行者が複数の場合は, 原則として, 最初の1つを記録し, 後は「ほか」と省略する。

9.4.2.1C (非適用)

9.4.2.1C 任意規定 頒布者を出版地, 出版者に続けて記録する。記録の方法は, 出版地, 出版者, 出版年月, 頒布地, 頒布者の順とし, 「発売」など, 頒布者の果たしている役割を示す語句を付記する。

(注) 外国刊行で発売が国内の出版者の場合も同様。

9.4.2.2(記録の方法) 出版者は, その記述対象に表示されている名称を記録する。ただし, 出版者名に付されている法人組織を示す語などは省略する。「〇〇役所」「〇〇役場」の形の役所と役場の語は記録しない。私家版は個人名を記録する。外国の出版者名は表示形のままに記録する。

9.4.2.2A 出版者と頒布者双方が記述対象に表示されていないときは, 「[出版者不明]」(書誌的事項が外国語のときは9.0.6.1A参照)と補記する。ただし, その記述対象から容易に出版者名が推定できるときは, 角がっこに推定した出版者名を入れて記録する。

9.4.3 出版年月, 頒布年月等

9.4.3.1(出版年月, 頒布年月とするものの範囲) 記述対象に表示されている, 出版, 頒布, 公開, 発行等の最初の年月(または日付)。

9.4.3.1A 出版年月の表示がないときは、頒布年月を記録する。これらの表示がないときは著作権表示年を、その表示もないときは、製作年を記録する。この場合、頒布年月と製作年の後ろには「発売」「製作」などの役割を示す語を、著作権表示年の前には著作権を示す「c」などの記号を付加する。

9.4.3.1A 任意規定（非適用）

9.4.3.1B（非適用）

9.4.3.2(記録の方法) 出版年月は、それが関連する出版者、頒布者等の名称のあとに記録する。同一出版年月が、2以上の出版者や頒布者などに共通するときは、最初の名称のあとに記録する。

9.4.3.2A 出版年月は西暦紀年で記録する。

9.4.3.2A 別法（非適用）

9.4.3.2B 2点以上の部分からなる記述対象資料の出版年月が2月以上にわたるときは、刊行開始の年月と終了の年月をハイフンで結ぶ。

9.4.3.2C 不正確な出版年月は補正したものを記録し、不正確な表示形は注記する。

9.4.3.2D 出版年月、頒布年月、著作権表示年、および製作年のいずれも表示がないか、不明のときは、おおよその出版年代を推定し、これを角がっこに入れて記録する。

[2000]	おそらく2000年の出版物であることは確か
[2000?]	2000年の出版物であると推定
[199-]	1990年代の出版物であると推定
[19--]	20世紀の出版物であると推定

9.4.4 製作項目（製作地、製作者、製作年月）

9.4.4.1(製作項目とするものの範囲) 製作項目には、記述対象が製作された土地の名称（製作地）、その製作に責任を有する個人や団体の名称、またはそれが識別できる表示（製作者）、および製作された年代、日付（製作年月）がある。

9.4.4.1A 任意規定（非適用）

9.4.4.2(記録の方法) 製作項目を出版項目の位置に記録し、製作者名に（製作）等の語句を付記する。

（注）[出版地不明][出版者不明]がなくても、（製作）等を記録するので、出版者等が不明であることがわかる。

9.4.4.2A（非適用）

9.4.4.2A 任意規定（非適用）

9.5 形態に関する事項

9.5.0 通則

9.5.0.1(書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- ア) 特定資料種別と資料の数量
- イ) 大きさ
- ウ) 付属資料

9.5.1 特定資料種別と資料の数量

9.5.1.1A 特定資料種別の記録には、次表の用語を使用する。また、表中に適切な用語がない場合は、別途用語を定めることとする。和資料については日本語、洋資料については英語を用いる。

ICカード IC card(s)
磁気テープ Magnetic tape(s)
DAT
カートリッジ型ハードディスク Chip cartridge(s)
磁気ディスクパック Magnetic disk pack(s)
フレキシブル・ディスク Flexible disk(s)
カセット・テープ Tape cassette(s)
インタラクティブ・ビデオディスク Interactive video disk(s)
フォトCD Photo CD
CD-I
CD-ROM
DVD-R
MO
WORM

(注) CDは音楽録音資料, DVD及びビデオCDは映像資料に使用する。

9.5.1.2B (非適用)

9.5.1.2B 任意規定 (非適用)

9.5.2 その他の形態的細目 (非適用)

9.6 シリーズに関する事項

9.6.0 通則

9.6.0.3(2以上のシリーズ表示) 記述対象が複数のシリーズに属している場合は,それぞれのシリーズの書誌的事項を記録する。記録の優先順位は,

ア) 記述対象におけるそれぞれのシリーズの表示がある情報源が異なるときは,所定の情報源(タイトル画面,その他の内部情報源,ラベル,付属資料,容器)のうち最も適切な情報源を選択して記録する。

イ) 情報源が同一のときは,選択した情報源上のシリーズ表示の順による。

9.6.1 本シリーズ名

9.6.1.1(本シリーズ名とするものの範囲) 所定の情報源に表示されている,シリーズ固有の名称。

(注) その出版者が出版する資料すべてに付けている「出版者の資料」の意味のものやロゴマークはシリーズ名ではない。

9.6.2 並列シリーズ名

9.6.2.2(記録の方法) 必要とみなした場合記録する。

9.6.2.2 別法 (非適用)

9.6.3 シリーズ名関連情報

9.6.3.1(シリーズ名関連情報とするものの範囲) 本シリーズ名の関連情報。

シリーズのキャッチフレーズ等はシリーズ名関連情報とはしない。

9.6.4 シリーズに関係する責任表示

9.6.4.2(記録の方法) 記述対象に表示されていて必要とみなした場合に記録する。

9.6.5 シリーズのISSN

9.6.5.2(記録の方法) ISSNがその資料に表示されている場合に記録する。表示されているISSNが不正確と判明したときは、正しい番号が判明すればこれを記録し、不正確な番号も記録する。

ISSN 0027-9135

9.6.5.2 別法 (非適用)

9.6.6 シリーズ番号

9.6.6.2(記録の方法) 出版物に表示されている形で記録するが、略語表(付録2参照)に従って略語化できる。数字はアラビア数字とする。数字が続くときはハイフンで結ぶ。

(注) 修飾する語句の大文字は小文字に直す。ピリオドがないときはスペースを入れる。

略語に統一するもの

number → no. volume, vol. → v. part → pt.

9.6.7 下位シリーズの書誌的事項

9.6.7.2(記録の方法) 本シリーズと同様に記録する。

9.6.7.2 別法 (非適用)

9.6.7.2B (非適用)

9.6.7.2B 別法 (非適用)

9.9 各巻タイトルに関する事項

9.9.0 通則

9.9.0.1(書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- ア) 各巻タイトル
- イ) 並列各巻タイトル
- ウ) 各巻タイトル関連情報
- エ) 各巻タイトルに関する責任表示

9.9.1 各巻タイトル

9.9.1.1(各巻タイトルとするものの範囲) 所定の情報源に表示されている、各巻の固有の名称。

9.9.1.1A 各巻タイトルに関する事項に記録する各巻タイトルは、単行書誌レベルの資料を記述対象とした場合に選定する本タイトルと一致させる。(9.1.1.1参照)

9.9.1.2(記録の方法) 各巻タイトルは、その記述対象に表示されている形で記録する。(9.1.1.2参照)

9.9.2 並列各巻タイトル

9.9.2.1(並列各巻タイトルとするものの範囲) 各巻タイトルの別言語および別の文字(またはその一方)のタイトル。(9.1.3.1参照)

9.9.2.2(記録の方法) 必要とみなした場合記録する。

9.9.3 各巻タイトル関連情報

9.9.3.1(各巻タイトル関連情報とするものの範囲) 各巻タイトルの関連情報。

9.9.3.2(記録の方法) 各巻タイトルに対する必要な補足となる場合で、資料に表示されているときに記録する。

9.9.6 各巻巻次, 回次, 年次等

9.9.6.1(各巻巻次, 回次, 年次等とするものの範囲) 各巻に付された番号等による一定の順序づけが各巻巻次, 回次, 年次等(以下巻次等という)である。

ア) 排列を音順とする以外にない, 順序性のないもの(部編名)は巻次として扱う。

イ) 巻次等の前後には, これを修飾する語が付されることがある。(例: 第1巻)

ウ) 巻次, 回次と年次の双方が表示されているときは, 巻次, 回次のあとに年次を丸がっこ(同格を表す)にいれて記録する。巻次と部編の双方が表示されているときも同様とする。(9.0.2.2別法Aイ)(注2)参照)

同一年次の対象が2点以上あることを示す回次は, 年次の次に記録する。

9.9.6.2(記録の方法) 記述対象に表示されている形で記録するが, 数字はアラビア数字とする。

(9.0.6.4参照)

9.9.4 各巻タイトルに関する責任表示

9.9.4.1(各巻タイトルに関する責任表示とするものの範囲) 各巻タイトルに関する責任表示のすべて。

9.9.4.2(記録の方法) 記述対象に表示されている場合に記録する。

9.7 注記に関する事項

9.7.2 記録の方法

注記には定型のものと不定型のものがある。2以上の注記があるときは, それらが関連する書誌的事項の記録順序に従って, 記録の順序を定める。ただし, 誤記, 誤植に関する注記のように, タイトル以下の特定事項に属さない注記はその内容にかかわらず, 最初に記録する。

9.7.3 注記の種類

9.7.3.0(下記の特事項に属さない注記)

ア) (誤記・誤植等) 書誌的事項の誤記, 誤植を正しい形に訂正して記録したときは, もとの形を注記する。

イ) (電子的内容) 電子的内容について説明する必要がある場合は, これを注記する。

電子ブック

HTML形式

Lha圧縮

ウ) (システム要件) 電子資料がローカルアクセス可能な場合は, 内容の再生に必要なシステム要件をできる限り注記する。2以上の項目を記録するときは改行なども含めて情報源に記載されている順序で記録する。DAISYのシステム要件はここに記録する。

(注) DAISY (Digital Audio - based Information System : デジタル音声情報システム)

(1) ハードウェア

(2) オペレーティング・システム ファイルの読みとり, 実行に特定のオペレーティング・システムが必要なときは注記する。

(3) ソフトウェア (プログラミング言語を含む)

(4) 周辺装置の種類と特徴

エ) (アクセス方法) 電子資料がリモートアクセス可能な場合は, そのアクセス方法等を必ず注記する。

URL:△ <http://www.ndl.go.jp>

ユーザIDおよびパスワードが必要

9.7.3.1(タイトルと責任表示に関する注記)

9.7.3.1A 記録したタイトルの情報源は、必要があれば注記する。

タイトルは説明書による

9.7.3.1B 情報源によってタイトルの表示が異なるときは、記録したタイトルの情報源と、記録しなかった他のタイトルおよびその情報源を必要に応じて注記する。

9.7.3.1C 責任表示に記録しなかった共同製作者、プログラム設計者、プログラマ、マニュアル作成者などを記録する必要があるときは、これをその役割とともに記録する。

9.7.3.2(版および書誌的来歴に関する注記) 記述対象の版または書誌的来歴について必要に応じて注記する。

同じタイトルのゲーム・ソフトウェアのフレキシブル・ディスク版
書籍版1998年版準拠

9.7.3.2A (非適用)

9.7.3.3(出版・頒布等に関する注記) 出版・頒布等に関する事項で記録しなかった細目を記録する必要があるときは、これを注記する。

共同刊行：ビデオ・パック・ニッポン

9.7.3.4(形態に関する注記) 形態に関する事項で記録しなかった細目を記録する必要があるときは、これを注記する。再生時間が必要な場合にはここに記録する。

付属資料：△(v, 499p△; △30cm) △：△NACISIS-IR△：△総合マニュアル。△—△改訂版。
△—△1992

外箱入

ホルダー入

再生時間：60分

収録時間：4時間58分 (DAISYの例)

9.7.3.5(入手条件に関する注記) 記録しなかった価格は、必要があれば注記する。

9.7.3.6(内容に関する注記) 電子資料の内容について説明する必要があるときは、これを注記する。

ア) 電子資料の内容、ジャンル、目的等

タッチタイプ練習ソフト

フリーウェア・シェアウェア集

イ) 内容細目

9.8 標準番号，入手条件に関する事項

9.8.0 通則

9.8.0.1(書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

ア) 標準番号

イ) キー・タイトル

ウ) 入手条件・定価

9.8.1 標準番号

9.8.1.2任意規定1 不正確な番号が記述対象に表示されていても、正しい番号が判明すればこれを記録し、不正確な番号も記録する。

9.8.1.2 任意規定2 (非適用)

9.8.3 入手条件・定価

9.8.3.2(記録の方法) 価格表示は、本体価格を記録する。本体価格表示のない時のみ税込み価格を記録する。

定価と特価の双方があるときは、定価を記録する。

非売品はその旨を記録する。

セット価格のみの表示の場合。

まとめどり：全〇〇〇円

分割記入には価格を記録しない。

まとめどりの各巻価格

同一価格の場合　－　各〇〇〇円

同一価格でない場合　－　〇〇円；××円

(注) 出版年が古いもの（発行されてから5年以上）は原則として価格は記録しない。

問合せ先 国立国会図書館 03(3581)2331(代表)
 (ホームページアドレス <http://www.ndl.go.jp>)

日本全国書誌(図書)……………	図書部図書整理課	(内) 3 5 2 0
		※ 03 (3506) 3 3 5 8
書誌データの内容について		
記述……………	収集部国内資料課	(内) 3 0 1 5
標目(著者・書名)……………	収集部国内資料課	(内) 3 0 1 5
標目(分類・件名)……………	図書部図書整理課	(内) 3 5 2 7
日本全国書誌(逐次刊行物)……………	収集部国内資料課	(内) 3 1 5 4
JAPAN/MARC……………	総務部情報システム課	(内) 2 4 0 1
		※ 03 (3506) 3 3 2 6
国立国会図書館蔵書目録……………	図書部書誌課	(内) 3 6 0 1
		※ 03 (3506) 3 3 6 2
出版者の住所の照会について		
図書館から……………	図書館協力部国内協力課図書館サービス係	(内) 5 1 1 5
民間から……………	収集部収集課納本調査係	(内) 3 0 1 3
		※ 03 (3506) 3 3 5 1
※直通電話 交換を通さず、直接担当の係につながります。		

全国書誌通信 (不定期刊)

No.107 2000年10月1日発行

編集・発行 国立国会図書館図書部図書整理課
 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

発売(社)日本図書館協会 電話 03(3523)0812
 定価 本体300円(税別) 送料130円